

「クリーンウッド」利用推進事業

【150百万円】

対策のポイント

「クリーンウッド法」に基づく木材関連事業者の登録開始を受け、国が提供すべき生産国の木材流通等に関する情報の充実、木材関連事業者の登録の促進に緊急に取り組みます。

<背景／課題>

- ・TPP協定「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されました。これを踏まえて、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行されました。
- ・平成29年11月から、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録が開始されたことから、木材関連事業者が合法性の確認を行うために必要となる生産国の現地情報を早急に収集・提供するとともに、木材業界以外の木材関連事業者に対しても登録の促進を働きかける必要があります。

政策目標

「クリーンウッド法」の登録木材関連事業者数（13,000業者（平成32年度））

<主な内容>

1. 生産国における現地情報の収集

80百万円

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 木材関連事業者の登録促進

70百万円

家具、建築・建設等の事業者を対象として、クリーンウッド法に基づく登録促進に向けた働きかけ等の取組を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

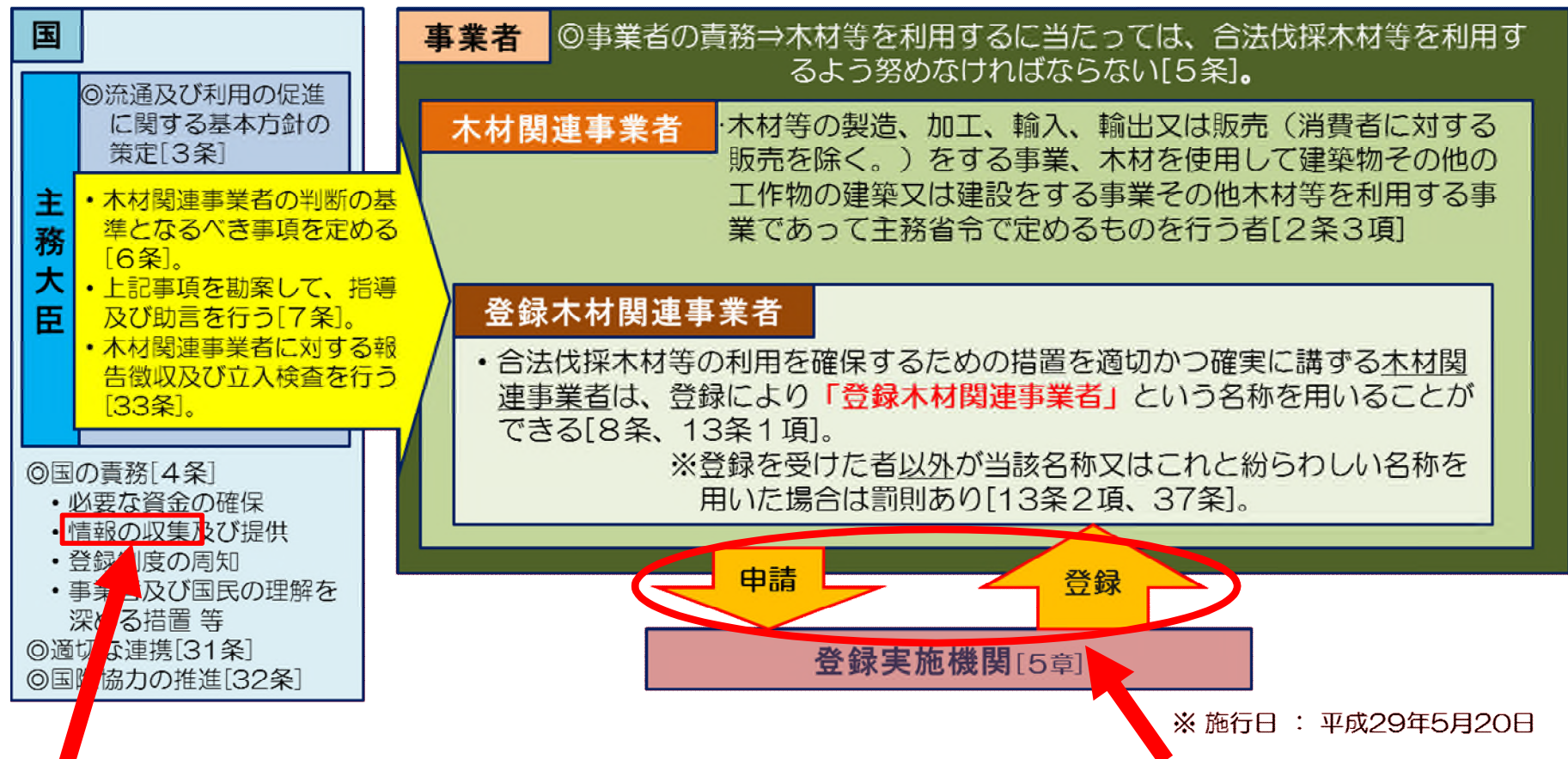
（お問い合わせ先：
林野庁木材利用課（03-6744-2496））

「クリーンウッド」利用推進事業

平成29年度補正予算額
150百万円（委託）

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）が施行され、平成29年11月から木材関連事業者の登録が開始されたことから、現地情報の収集により、国が提供する情報の充実を図るとともに、木材関連事業者の登録促進を緊急に実施。

●「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」のスキームと平成29年度補正予算における実施事項



生産国における現地情報の収集

○木材関連事業者が取り扱う木材の合法性を適切に確認するため、生産国における木材の流通や関連法令等に関する情報を収集。

木材関連事業者の登録促進（木材業界以外）

○家具、建築・建設関連等の事業者を対象として、クリーンウッド法に基づく登録の促進に向けた働きかけ等の取組を実施。